政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百九十六号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「七人」を「八人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令及びデジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「一七人」を「一八人」に改める。

一　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第一条第一項の表内閣の機関の項

二　デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第百九十五号）第八条のうち行政機関職員定員令第一条第一項の表の改正規定

内閣総理大臣　菅　　義偉

府　令

○内閣府令第四十七号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条第一項第十八号ヘ中「若しくは金融商品仲介業者」を「、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者」に改める。

附　則

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。